

ヘルパーステーション希望の丘

指定居宅介護事業所運営規程

(目的)

第1条 この規定は、株式会社アイライフが設置運営するヘルパーステーション希望の丘（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する居宅介護（以下「居宅介護等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が支給決定を受けた利用者に対し、適正な居宅介護等を提供することを目的とする。

(基本方針)

- 第2条 事業所の従業者は、利用者等が居宅において日常生活を営むことができるよう、その利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助を行うものとする。
- 2 事業所の従業者は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立ってサービスの提供を行う。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名称 ヘルパーステーション希望の丘
- (2) 所在地 愛知県春日井市藤山台八丁目5番地9

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
- (1) 管理者・・・1名以上
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅介護等の提供に当たるものとする。
- (2) サービス提供責任者・・・1名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理及び居宅介護計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員・・・2.5人以上（常勤換算）
従業者は、指定居宅介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
- (1) 営業日 年中無休
- (2) 営業時間 0:00～24:00

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、愛知県春日井市の区域とする。

(居宅介護等の内容及び主たる対象者)

第7条 居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護

① 身体介護

2 事業所において居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

指定居宅介護 ①身体障害者 ②知的障害者 ③精神障害者 ④難病等対象者

(利用者から受領する費用の額)

第8条 指定障害福祉サービスを提供した場合の利用料の額は、告示上の額とし、当該指定障害福祉サービスが法定代理受領サービスであるときは、市町村が定める月額負担上限額の範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 第6条の通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護等に要した交通費については、その実費を徴収しないものとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、居宅介護等の提供を行っているときに、利用者等に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者へ報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

① 責任者は事業所の管理者とする。

② 年間研修計画に虐待に関する研修内容を含ませ、年に1回実施する。

2 事業所は虐待が疑われる事案が発生した場合には、事業所の所在地である市町村へ速やかに通報し、状況を伝え、被害の拡大を防ぐ。虐待が発生した場合には通報の義務が発生することを従業員一人ひとりに周知していく。

(苦情解決)

第11条 事業所は、利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、提供したサービスに関し、愛知県が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は愛知県の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者又はその家族からの苦情に関して愛知県が行う調査に協力するとともに、愛知県からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業所は、利用者等に対して適切な居宅介護等を提供するため、従業者の勤務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上を図るため、研修（第10条に規定する利用者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年12回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者等またはその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者等またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 事業所は他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者及び障害児並びにその家族

に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者並びにその家族の同意を得るものとする。

- 5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 6 事業所は、居宅介護等に要した費用の請求及び受領に係る記録を整備し、当該費用の受領の日から5年間保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は設置者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年12月1日から改定する。